

商工会運営規約の一部変更（事務局員長設置）案について

2018/4/12

変更の目的

- ・他欧米商工会議所に倣い、**商工会メンバーの要望等を政府、その他組織に対して効果的に働きかけるため**、事務局要員に**対外折衝も行う事務局員長を設置**すること。
- ・**事務局員長は、会長から権限を委託され、情報収集、対外折衝の中心的役割を担うと共に、商工会業務の効率化にも責任を持つ。**

定款 関連部分（変更なし） 第4章 組合組織 第11条 6.項 組合理事会の権限には以下が属する。
d)事務局予算の範囲内で必要に応じて事務局要員の雇用を行い、外部組織に対して特定の業務を委託すること

変更前

- ・ 第2条：定義 13.「事務局員」とは、本会定款第11条(d)規定の「事務局員」を指す。
- ・ 第8条：事務局の役割について（1. - 3. まで）

変更追加

- ・ 第2条：定義 13.「事務局員長」及び「事務局員」とは、本会定款第11条6項(d)規定の「事務局要員」を指す。
- ・ 第8条：事務局と事務局要員の役割について
- 4. 会長は事務局員の中から事務局員長を任命することが出来、定例会の承認を得て委託するものとする。
- 5. 事務局員長の責務は本来の事務局員としての責務に加え、対外的な交渉も含めた業務を会長から委託されるものとする。なお、その任期は1年とし、その再任を妨げない。